

熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）

港湾・漁港・海岸請負工事における熱中症予防・防寒対策の積算については、港湾請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準、共通仮設費、現場環境改善費および現場管理費の率分にて計上しているところであるが、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、率に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症予防・防寒対策については別途現場環境改善費にて積み上げ計上を行うこととしたので以下のとおり実施するものとする。

1. 実施内容

- (1) 受注者が別途積み上げ計上を請求する施設・設備の種類や規模および設置期間については、受発注者協議のうえ決定するものとし、実施に際しては計画書を提出するものとする。
- (2) 積み上げ費用の計上は、現場環境改善費率および現場管理費率にて計上される費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限として計上する。
- (3) 熱中症予防・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。(4) 熱中症予防・防寒対策に関する施設や設備について、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (5) 技術提案事項については費用計上の対象外とする。
- (6) 受注者は、実施状況を書面にて提出し、監督職員は、熱中症予防・防寒対策を実施していることを確認する（立会）。
- (7) 熱中症予防・防寒対策に関する施設・設備の設置期間については、以下の期間内とする。

熱中症予防：5月から10月まで

防寒対策：12月から3月まで

2. 現場環境改善費率および現場管理費率にて計上される費用（熱中症予防）

（1）現場環境改善費率計上費用

- ・暑さ測定器具
- ・遮光ネット
- ・ドライミスト発生器具
- ・ミスト扇風機
- ・作業場用大型扇風機
- ・送風機
- ・エアコン
- ・給水器
- ・シャワー室
- ・冷蔵庫
- ・製氷機
- ・自動販売機
- ・日除けテント
- ・簡易休憩所
- ・休息車
- ・クーラーボックス
- ・熱中症対策バンド

（2）現場管理費率計上費用（熱中症予防）

- ・熱中症飴、タブレット
- ・経口補水液
- ・熱中症対策キット
- ・ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
- ・クーリングベルト
- ・遮光チョッキ
- ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ
- ・空調服

3. 現場環境改善費率にて計上される費用（防寒対策）

- ・暖房設備
- ・防寒服
- ・防寒具